○農林水産省告示第千百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年十一月十七日農林水産省告示第二千百八十七号（二に係るものに限る。）、昭和六十一年二月八日農林水産省告示第二百十五号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市小田木町大水別一八の一、二二の一、二二の二、二三の三、二三の一、モチ洗バ三一の五、井戸川三八、三九の二、大下り九、一〇の一、一一の一、一二、マセロ二八の二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市小田木町石坂二二、二三、二四の一、二五、二六の二、二六の一一から二六の一三まで、二七の一、二七の四、二七の五、二八、入ノ洞二四、二五の一、二六、二七の一、二八、二九の一、三〇、三一、シモヤ四の二、四の四、四の五、二三の一、二四、二八の二、二九の一、三〇の一、西ノ洞四の一、一二の一から一二の三まで、一三の一から一三の三まで、水別二五から二七まで、二八の一、二九、三〇、三一の一、三二の一、モチ洗バ二六の一、二七の一、二八の一、二九、三〇の三、三二の一、カキノソレ一九の三、二〇の四、二三の五、ヨコテ三〇の一、平岩三から五まで、川入六、九の三、一〇の六、一〇の七（次の図に示す部分に限る。）、一二の一から一二の三まで、一四、一五、一七、洞一八、ウレミチ二一の五、二二の二、シッタキ三八の一、シッタキ沢一五の一（次の図に示す部分に限る。）、一七の一、押山町奥畑三二五の一、三二七の一、三三〇、三七〇、塩沢二六一の一、二七三、二七四、東平二七六の二、二七六の三、二八四の四、堀田三二六、三一七の二、三二八、三三〇、板橋七、中田四五五、四五九、四六一、瀧澤六一の六、平林二八八の二、社瀬七二、七三、七四の三、七四の四、七五、上川入六三三の一、六三四、西峰山八〇三、三梅二三七、二三八

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市御津町金野青木三二の五、三三の三（次の図に示す部分に限る。）、三四、四〇の一、四〇の一の一、蒲郡市相楽町荒井四一の四（次の図に示す部分に限る。）、豊岡町曲り田一一〇の二、大塚町内草坪一の一〇七三、一の一〇九三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

荒井四一の四、曲り田一一〇の二、内草坪一の一〇七三、一の一〇九三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町大月字大月二六〇の二、三二四の二、三二九の二、山城町小川谷字ソト峯三九二の二、三九五、三九七、山城町黒川字城山一八四、一八五の二、字ノゾキ二一九、二二〇、二四七、二四九、山城町岩戸字桑才ノ南一五〇の二、一五一の二、一五二の二、一九五の二、一九六、山城町瀬貝字南四〇六、四一二、四四九の二、山城町上名字八反野一七七七、一七九四、山城町下名字ジクダキ七四二の三、七四二の六、七四二の七、字タダレ一二四二の一、一二四二の二、字西ノ滝九六九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町下名字イデノシタ九二一、九二二の一、九二二の二、字カキウネ一一二三の三、一一二三の四、字サシテ一三一七の一から一三一七の七まで、一三一八の一から一三一八の四まで、一三二九の二、一三二九の五、一三二九の六、字タカラ子二〇四八の二、二〇四八の五、二〇四八の六、二〇四九の一から二〇四九の三まで、二〇五〇、二〇五一、字滝下三四〇の一から三四〇の四まで、三四一、三五二、三五三の一、三五三の二、字田久保一二〇一、一二〇六の三、一二一三の二から一二一三の四まで、一二二〇の一、一二二〇の三から一二二〇の五まで、一二二一の二、一二二二の二、一二二二の三、字竹ハナ一九〇、一九五、字西ノ滝九七二の一から九七二の三まで、字ワタウチ一六七四の二、一六七六の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備